

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

規制の名称：監理措置制度における監理人の義務

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：法務省出入国在留管理庁参事官室

評価実施時期：令和2年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

監理措置制度は、入管収容施設における長期収容の防止の観点から、退去強制手続をとられている外国人について、逃亡のおそれ等を考慮し、相当と認められる場合には、監理人の監理に付して、その者を収容せず社会内での生活を認める制度である。

監理人は、被監理者（監理措置に付された外国人。以下同じ。）による逃亡等の行為を防止する役割を担うこととなり、被監理者の生活状況の把握、被監理者に対する指導及び監督を行う責務を負うほか、被監理者の生活状況等について出入国在留管理庁に定期・不定期に届け出る義務を負う。

本規制を新設しない場合には、監理人において被監理者の監理を適切に行うこと及び出入国在留管理庁がこれを把握することを担保することが困難となり、その結果、収容を継続しない限り、退去強制手続をとられている外国人による逃亡や不法就労活動等を抑止することができなくなるおそれがあり、長期収容の防止が困難となる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題]

退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由により送還を忌避する者（送還忌避者）の増加に伴う収容の長期化という課題が生じている。

[課題の発生原因]

原因の一つとして、現行制度では原則として全件収容して違反調査や送還を実施する制度となっており、送還までに長期間を要することが想定される者についても適切な在留管理の下で収容を解く仕組みが存在しないことが挙げられる。

[規制以外の政策手段の内容]

監理措置制度を導入しない場合、収容を解く措置は基本的には仮放免しか存在しないが、仮放免の規定は一時的な収容の解除を目的としたごく簡素なものであり、対象者の相当期間にわたる出頭・条件遵守を確保しつつ社会内において生活させる場合に用いる制度としては不十分であるから、適正な出入国在留管理の観点から、監理措置を導入した上での本規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

本規制は、退去強制手続をとられている外国人のうち、逃亡等のおそれの程度等を考慮して相当である者については、収容することなく、監理人による監理に付して社会内での生活を認めることとする監理措置制度において、監理人に対して、被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督をさせることとするとともに、被監理者の生活状況等について、出入国在留管理庁への届出を義務付けるものである。

本規制は、収容されることなく社会内での生活を認められた被監理者の逃亡や不法就労活動等を防止し、生活状況を適正に把握することを可能とするものであり、本規制によって長期収容を防止しつつ、適正な退去強制手続を実現できるといった効果が見込まれる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

監理人において、被監理者の生活状況等の届出に係る各種費用が発生し得るが、監理人は被監理者と協力関係にあり、被監理者からの自発的な情報提供が期待できるため、被監理者の生活状況等の把握等に係る費用は限定的であると考えられる。

また、国において、規制の導入を一般に周知するための費用、届出の受理等に係る業務費用を負担することが考えられる。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

該当なし

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

退去強制手続をとられている被監理者の身柄を拘束することなく、その逃亡や不法就労活動等を防止することが可能となり、人権に配慮しつつ適正な退去強制手続を実現することに資する。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

該当なし

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生して

いることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

該当なし

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものとする。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

被監理者の生活状況を把握し、指導・監督等を行うために監理人が負担することとなる費用は限定的であるのに対して、監理人の監理の下、人権に配慮しつつ適正な退去強制手続を実現するという社会秩序の基本に関わる便益は、極めて大きいというべきであるから、本規制を導入することは妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

監理措置制度における監理人の義務を努力義務とする。

[費用]

被監理者の生活状況等の届出を行った監理人においては、届出に係る費用が発生し得る（この費用は、上記のとおり限定的であると考えられる。）。

また、国において、規制の導入を一般に周知するための費用、審査等に係る業務費用を要することが考えられる。

[効果（便益）]

飽くまでも努力義務にとどまることから、監理人によって被監理者に対する管理に不均衡が生じ、管理の実効性を確保するには不十分である。

[副次的な影響及び波及的な影響]

本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものとする。

[費用と効果（便益）の比較]

被監理者の監理に係る費用は極めて限定的と考えられるが、全ての監理人が適切な監理を行うことは期待できないため、適正な退去強制手続の確保という便益は実現できない蓋然性が高い。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案は費用が高い一方、得られる効果も大きいものであるため、本規制の目的を達するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行から5年後（令和8年目処）以内の適切な時期に事後評価を実施する予定である。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、入管法違反に係る統計等により、費用、効果等を検証することとする。